

糸島市補助金設計書

所管課 地域振興課

補助金名称	行政区等公民館及び児童遊園地施設費等補助金
区分	④建設・整備事業補助
該当例規等	糸島市行政区等公民館及び児童遊園地施設費等補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標2_人と人がつながり助け合うまちづくり

政策1_コミュニティの活性化

施策①_地域コミュニティの機能強化

1 補助の目的

行政区等が設置し、管理する公民館の建設等及び児童遊園地の施設整備並びに当該用地購入に対して補助金を交付することで、地域拠点の整備と地域コミュニティ活動の活性化を図る。

2 成果指標

指標①	行政区等公民館建設・改修件数(※平成22年度からの累計)
目標値①	93件(H22~R2) ⇒ 164件(R5) (単位) 件
指標②	地域活動に参加している市民の割合(市民満足度調査)
目標値②	60.3%(R1) ⇒ 63%(R5) (単位) %

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

行政区等が設置し、管理する公民館の建設等及び児童遊園地の施設整備並びに当該用地購入に対し、補助金を交付する。

【補助対象者】

行政区、認可地縁団体、隣組等

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

公民館の新築、増築、改築、敷地内の設備(公共下水道設備、給排水設備、放送設備、空調設備、照明設備、外構工事等)、公民館として利用するための既存の建物の取得、公民館に附属する構築物の新築、増築、改築、改造・改修及びこれらの事業に付随する備品の整備

【補助対象外経費】

用地の取得または造成のみの事業は対象としない。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】	25 %	又は	分の
【補助限度額】	5,000,000	円	
【積算根拠ほか】			
行政区公民館	事業費の25%補助(限度額500万円)		
隣組等公民館	事業費の20%補助(限度額400万円)		
児童遊園地	事業費の25%補助(限度額45万円)		
※上記すべてにおいて、補助対象事業費100万円以上			

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで
5 補助率及び補助限度額については、事業内容によって異なるため、最大値を記載し、詳細については積算根拠のとおり